

情報公開用

平成23年度第3回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成23年度第3回江戸川区都市計画審議会

日 時：平成23年12月13日（火）午後3時00分より午後3時40分

場 所：区役所第1・2委員会室

出席者：委 員 青谷懿、芦界智子、岩楯重治、大塩重喜、笠原康弘、加藤雅、川瀬泰徳、
小久保晴行、古結俊博、佐久間直人、佐藤淳一、杉本英臣、瀬端勇、高木秀隆、
田口浩、土田昭平、中里省三、西野博、人見哲爲、松村勝之、山岡新太郎
横山巖 以上22名

事務局 都市開発部長、都市開発部参事、都市計画課長、住宅課長、まちづくり調整課長、
まちづくり推進課長、市街地開発課長、施設課長、学校建設技術課長、
土木部計画課長
その他関係職員

欠席者：委 員 有田智一、大村謙二郎、森本博行 以上3名

傍聴者：0名

議 案：1. 開会あいさつ

2. 案件審議

諮問第5号 東京都市計画 生産緑地地区の変更（江戸川区決定）

3. 閉会

議 事

事 務 局： それでは、定刻でございます。本日は皆様、師走のお忙しいところをお集まりいただきましてどうもありがとうございます。本年度、23年度第3回の江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきますと思います。

本日は諮問1件でございまして、例年年末に生産緑地の指定廃止の関係をお諮りしているところでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、今後の進行を会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長： それでは、審議会の成立につきましては、審議会委員25名中3名欠席、22名出席ということで成立しております。

議事録署名者として、佐藤委員と杉本委員の、このお二人にお願いいたします。

傍聴者はおりましょうか。

（「いらっしゃいません」との声あり）

そうですか。

それでは、配付資料の確認をお願いいたします。

事 務 局： それでは、事務局のほうから本日の配付資料につきましてご確認をさせていただきたいと存じます。議案書につきましては、事前にお送りさせていただいております資料1でございます。お手元がない方がいらっしゃれば事務局からお届けしたいと思います。

それから、本日机上に次第、座席表をお配りさせていただいております。

配付資料につきましては以上でございます。

会 長： それでは、審議に入りたいと存じます。

諮問第5号をお願いいたします。

事務局： それでは、これから議案の説明をさせていただきたいと思います。すべてスクリーンのほうでご説明いたしますので、スクリーンのほうをごらんいただきたいと存じます。

資料につきましては資料1でございます。まず縦覧期間でございますが、平成23年11月24日から12月8日、2週間にかけて縦覧を行いました。縦覧者の結果は2名、意見書につきましてはございませんでした。

それでは、続いて説明してまいります。これまでの変更の経緯並びに農地の面積を示した図でございます。生産緑地の面積でございますけれども、平成4年の指定以降、追加や削除を行っておりまして、現在293地区、39.25haでございます。今回の変更によりまして291地区、39.06haとなります。画面上は変更箇所的位置を示させていただいております。今回、主たる従事者の死亡、または故障による削除につきましては、赤色で3地区表示させていただいている地区でございます。3地区すべてが全部削除ということになります。追加につきましては緑色で表示した1地区でございます。この1地区は新たに追加したのとなります。

続きまして、各地区についてご説明をしてまいりたいと思います。まず、地区番号8番でございますが、こちらについては全部削除でございます。位置でございますけれども、興宮町274地内でございます。環状七号線の東側、またJR総武線の南側に位置しております。削除面積は890㎡でございます。この地区でございますけれども、現在公園用地として今区のほうで管理しております。今後につきましては、隣接いたします都市計画公園でございます興宮公園と、本地区の北側にあります多目的広場と一体として整備する予定でございます。

続きまして、地区番号31番でございます。こちらは全部削除でございます。位置は西一之江2丁目地内、環状七号線の西側、松江第四中学校の北東側に位置しております。削除面積は680㎡でございます。この地区につきましては、現在既に宅地開発の計画がされておるといふような状況でございます。

続きまして、地区番号323番でございますけれども、こちらは全部削除でございます。位置は南葛西4丁目地内、環状七号線の東側、総合レクリエーション公園の北側に位置しております。削除面積でございますけれども、1,120㎡でございます。この地区につきましては、現在も畑として管理されておりますけれども、今後の土地利用については未定ということとなっております。

続きまして、今度は追加の指定でございます。追加指定375番でございますけれども、新規生産緑地指定箇所でございます。耕作地がこの緑で表示されているところが2カ所ございますけれども、この2カ所は5mほど離れておりますけれども、合わせて1地区とする追加面積として指定しています。面積は770㎡の地区でございます。

今回の案件につきましては以上でございます。以上、諮問第5号でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

会長： それでは、ご質問、ご意見がありますればどうぞ。

委員： この案件と直接関係ないんですが、生産緑地についてちょっとお聞きをしたいんですが、よろしいですか。

会 長 : はい。

委 員 : 生産緑地の認定だとか、あるいは解除については法律でしっかりと守られているというふうに思っているんですが、ところがこれまで本会議や、あるいは各審議会の中で、生産緑地が耕作されていないところがあり、あたかも農業委員会が怠慢というような発言があると。しかし、農業委員会でも生産緑地については話題になり検討もされてきました。生産緑地については食糧の安定供給を図るためにさまざまな優遇措置があると。例えば固定資産税の減免措置や、あるいは相続税の納税猶予、こんなことがありますけれども、反対に30年間は解除できないことや、あるいは農業従事者が死亡もしくは身体的障害にならない限り、この解除はできないというふうに今聞いています。そこで問題なのは、優遇措置だけがひとり歩きをして口伝えされていて、本当の問題点が広く区民に知らされていないのではないかな。こんな点があるものですから、この点についてどのように区民に周知をしていくのか、ちょっと区の行政のほうから教えてほしいと思うんですが。

事 務 局 : 生産緑地でございますので、当然営農していただくという前提の指定ということになりますけれども、農業の実際の状況によりまして、どうしても耕作を管理上できないような場合も生じてきているということもございます。そういう中で私ども区のほうといたしましては、農産係等、農業委員会等が中心になりまして、従事者の方には営農をしていただくようお願いをさせていただいているところでございます。今、委員のほうでお話ございましたそういった課税上の優遇措置というのはあるわけでございますけれども、こちらにつきましては税務当局のほうで現場のほうを逐次見て、課税するか否かというのは判断しているということの状況でございます。そういう中で区民への周知ということでございますけれども、農業の状況によって、お話ししたように、どうしても今のタイミングでできないような状況等々いろいろ事情がありますので、この農地については今どういう状況だと逐一区民にホームページで、あるいは何かの広報を通して説明するというふうなことでは必要ないのかなというふうに区としては考えているところでございます。

委 員 : ありがとうございます。そのとおりだというふうに思っているんですけども、私なんか農業委員になる前は、やはり生産緑地を指定されると、そういう優遇措置があるものですから、どうしてもそこだけを見てしまうんですね。それで、耕作をされていないところはおかしいんじゃないだろうかというふうな意見があって、私のところにも幾つかの電話がかかってきて、何とかしろみたいな話があるものですから、やはり農業をどうやって育てていくのかとか、そこに難しいいろんな問題があって、それは優遇措置もあるけれども、また反対に厳しい状況もあると思うんですね。特に議員なんかはよく知らないで発言する方もいるみたいなので、その点はちょっと教えてほしいなと要望します。お願いします。

委 員 : 今回の諮問事項ということで、全部削除が3件ですか。追加が1件ということで、結局差し引き削除が微減と申しますか、多少生産緑地が少し減るかなという状況だと思うんですけども、今日は産業振興の方はいらっしゃるのかどうかわからないんですけども、やはり農地の問題ということで、関連して一番最初の1ページにあるこのグラフを見まして、よく農地や生産緑地を維持するような努力をされている結果か

なというふうに思う面もあるんですけども、非常に残念ながらやはりどうしても漸減傾向というか、微減傾向ということが続いているかなという感じがするんです。

一つは農地の問題で、農業基本構想が平成20年ですか、一応策定をされて、それに基づく検討会なども取り組まれてきたと思うんですけども、この農業基本構想で農地の保全の目標ということで、平成29年度までで農地面積は60.39haと。生産緑地でいえば38.08haというふうに、一応基本構想で目標が定められていると思います。このグラフを拝見しまして、現在平成23年のこのグラフの農地と生産緑地を合計したところがちょうど69haですか、という結果になっていると思うんですね、現在。生産緑地で今回2地区減って幾らか、そうですね、下がったわけですけども、平成29年度までの目標として、農地面積で60.39ha、生産緑地でいえば38.08haということで、農地全体でいえば約9ha弱、生産緑地でいえば1haぐらいですかね。というような幅で今後6年間の見通しがあるわけですけども、農地の減少をこういうふうに目標を持って基本構想で食いとめていこうという努力をされているわけですけども、農地の減少の見通しというか、これは目標から見てどうなのかなという点がちょっと危惧されるところがあるんですけども、見通しがわかったら教えていただければということ。

それから、農地の問題で、基本構想でもいろいろ詳しく触れられておりますけれども、利用権の設定とか、要するに農地、農業耕作がこれ以上できないという場合に、委託をしたり受託を受けたりというような農地の利用権の設定などについても、詳しくいろいろ取り組みが書かれているわけですね。そういう取り組みを通じて、何とか農地を保全していくというような見通しやその取り組みの状況というのはどうなのかなと。ちょっと都計審と直接関係ないかもしれないんですけども、ただやはり江戸川区の農地の保全というのは、都市計画審議会としても、江戸川区の都市計画としても重要な位置づけがあると思うんですよ。そういう意味合いで、農地を保全していくという取り組みがどのようになっているかということをお伺いしたいわけです。

三つ目に、他区でも一定の努力があるのかなと思うんですけども、農地を保全するための基金といいますか、そういう制度を設けて、農地保全に向けて努力をしているような行政もあるというふうに私は伺っているんですけども、そういう希望が関係者の皆さんの中から出されていないのかどうか。あるいはそういう取り組みや検討があるのかどうか。そういった点、農地の保全ということにかかわって幾つかお伺いしたいと思います。

事務局：農地の保全全般に関しまして、区のこれまでの庁内の取り組みなどについて簡単に説明させていただきます。

今、委員のほうからお話のありますとおり、大切な農地をしっかりと保全していこうということで、所管しております生活振興部、都市計画部門の都市開発部、そして私ども土木部ということで関係部署が集まりまして、農地の保全に関してのいろいろ検討などを議論を重ねておるところでございます。そういう中で一つの目標を立てて、そこに向けてという取り組みでございますけれども、まず農地を農地として保全していく。そのためには、具体的に農業を続けられる営農ですね。ここにまず第一の視点を置くべきだろうというようなことで、委員のご質問の中にもございましたが、農業

を続けていくための、どなたかにお願いをして委託してというようなことも含めて、そうした手法をさまざま検討しているところでございます。

また、農地を農地としてという部分では、今回の諮問の中の8番の興宮でございませうけれども、興宮につきましては、特に既存の公園に隣接しているところでございます。既存の公園のほうにはいわゆる遊具類ですとか、それから地域の広場的機能というのがございますので、そこに隣接しているというこの特性を踏まえまして、現状の農地をそのまま生かす形での公園整備を、ぜひしていこうというようなことで、今もんでおるところでございます。もちろん、地域の皆さん方ともその生かし方ということにつきまして、今のところ24年度にはぜひ開放に向けての整備を手がけようとしておりますので、そうしたことで、農地を農地のままでぜひ残していける策ということでさまざま取り組んでおるところでございます。

委員：農業の直接担当といえますか、農業委員会は私が会の会長をしているもので、この問題につきましてはいつも農地の減少ということについて心を痛めているんですけれども、まず農業の従事者、これは全国平均で何と60%が65歳以上になっているんですね。会社だったらとくに定年の人たちが日本の農業の60%を賄っているわけです。これは北海道から沖縄までの統計でありますけれども、こういう状況なんですね。昔だったらとくに隠居しちゃっているような立場、身分の者が農業の第一線でやっていると。したがって、体調を崩せばできなくなっちゃうんですね。そういう状況なんですが、農業機械の普及とか、いろんな面で農業を維持していると。もちろん、国の進める減反政策とかいろいろなものがありまして、農地は荒れ放題のところ、埼玉県全体の面積に相当するくらい耕作放棄地があると言われていたんですけれどもね。そういう中で頑張っている者は頑張っていると。しかし、TPPとか何かの関係もありまして、日本の農業というのは前途真つ暗であるなんていうことを言われているんですけれども、頑張っている人は頑張っているわけですね。それが第一。

それから、農業に若い人たちが参入してこないということは、農業というのは大体もうからない産業なんですよ、本当に言って。大体はっきり言いますと、今農業で利益を上げているというのはまずないですよ。損益の通算の中で何とか維持しているんですね。大体給料を払うと赤字になっちゃう。

今、東京都あきる野市で、私が懇意にして堆肥を買っている人ですが、肉牛をやっているんですね。この人はすごくこだわりの人で、東京都の都心の高級レストランで松阪の牛と自分の牛とをやったら、一流ホテルのシェフがわからないと言うんですね。そのぐらいいいものをつくっている人ですよ。年間売り上げが2億円。2億円で赤字なんです。

つい何年前に、東京国税局が、俗に言うマルサが査察に来たんですね。2億円も売り上げがあつて何で赤字だということで、1週間来たそうですよ。だけれども、どうやっても赤字になる。給料を払うと赤字になって、手間をただにすれば成り立つというんですね。国税局の査察が何と言ったかという、「いやあ、農業というのはもうからないとはっきりよくわかりました」と言って帰っていったそうですけれども。そんな具合なんですよ、現状というものは。これは一般の庶民の人たち、公務員の人たち、消費者の人たちがよくわかっていないんですね。食糧というものはどこから買

ってくれればいいという発想で、GDPの中に占める割合が2%を切っていますから、8兆円ぐらいですからね。かつて17兆円あったものが今は8兆円もない。だから、そうするとこんなものはどこかから買ってきちゃったほうが早いというのが経済界の主流なんですけれどもね。だけれども、食の安全くらい重要なことはないんですよ。これはほったらかしにして、なくなっちゃったからどこかから買ってあげればいいのかというの、これは危険千万で戦争直後の食糧難を知っている人だったら、これは大変なことだとみんな言いますよ。先生、そうでしょう。そういうことなんです。

それからもう一つ、税制の問題があります。これは地方自治体、区も都も近隣の埼玉県でも神奈川県でも大阪でも名古屋でも、みんな都市農業を守ろうと一生懸命なんです。ところが国はだめなんだな、私に言わせると。国はもちろん都市農民だけを優遇することはできませんよ。できないけれども、こんなことをやっていたらどんどん農地の減少に歯止めがかかりません。私は機会あるたびにそういうことを書いてるんですけども、だけれども政府、国は全然聞く耳も持たないし、だから農地の減少に歯止めがかかっていないというのは、これは時代の趨勢なんです。なくなっちゃってから気がついて遅いんですよ。

私のそばに金魚屋さんがあって、これはちょっと話が前後するんですけども、江戸川区は金魚の特産地だったんだけど、生産緑地が指定されますときに、田畑、樹園地、つまり果樹園ですね。これはいいけれども、金魚屋だけだめだと。金魚屋だけだめだと言うから、しょうがなく金魚屋さんは茨城県に引っ越したりなんかしたんですよ。最近になってヒートアイランド対策だか何だか知らないけれども、金魚池も生産緑地はいいですなんて、手おくれですよ。金魚屋さんは20軒あったんですよ、江戸川区に。今は2軒になっちゃった。それはどういうことかということ、税金で追い出されちゃったんですよ。だから、そういうちぐはぐというか、「霞が関の人は知らない、大体わかっていないんだよ、現状を」ということなんです。くだらないことを申し上げて恐縮ですけどもね、現状そうですよ。失礼しました。

委員： ○○委員、もういいですか。

委員： はい。

委員： そうですか。ちょっと本論に戻していただければなど。私はこれはあれですけども、私も前に農業委員をさせていただいたことがありまして、さっき○○委員のほうからお話がありましたけれども、区議会の中で農業委員会の皆さんにちょっと失礼なような質問があったりそういう話があったりしまして、私は非常にそのとき憤りを感じました。今、○○○○がいろいろとお話をいただいて、農業委員の皆さんは非常に頑張っているの、これは区議会としてもしっかりとそれを認識しなきゃいけないというふうに思っています。

それと、もう○○委員もよろしいということなので、本論に入らせていただいて、その方向でしていただければと思いますので、以上です。

会長： ほかにございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

会長： それではお諮りします。

諮問第5号は異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

会 長 : 全員異議なしということで答申いたします。
ほかにございましょうか。

事 務 局 : 特にございません。

会 長 : それでは、本日はどうもご苦勞さまでございました。いい年をお迎えください。

事 務 局 : すみません、1点だけ。次回の審議会でございますけれども、まだ日付については
未定でございます。決まりましたらご連絡させていただきますので、どうぞよろしく
お願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

以 上

以上のおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 人 見 哲 爲

署名委員 佐 藤 淳 一

署名委員 杉 本 英 臣